

## 公益財団法人やまぐち農林振興公社農地中間管理事業評価委員会規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第6条及び公益財団法人やまぐち農林振興公社（以下「公社」という。）の定款第51条の規定に基づき設置する農地中間管理事業評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、公社が行う農地中間管理事業の実施状況を評価し、これに関し必要と認める意見を意見書として作成して公社理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

### (組 織)

第3条 委員会は、委員3人以上5人以内で組織する。

2 委員は、経営又は農業に関する学識経験を有する者のうちから、山口県知事の認可を受けて、理事長が任命する。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、最初に選任された委員については、平成28年5月31日までとする。また、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお委員としての権利義務を有する。

### (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理し、委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を行う。

### (会議の招集)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員に対し、会議の日の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的である事項を示した書面により、会議の招集の通知を発しなければならない。

### (会議の議事)

第7条 会議の議長は、委員長がこれに当たる。

2 会議の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は書面をもって代理人に表決を委任することができる。この場合において、前項の規定の適用については、出席したものとみなす。

4 委員長は、緊急を要する事項については、書面により賛否を求めることにより、委員会の決議にかえることができる。

### (報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、公益財団法人やまぐち農林振興公社役員等の報酬等及び費用弁償に関する規程第4条第2項、第5条及び第6条の規定を準用する。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、公社農地中間管理事業部において処理する。

### (その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。